

『一橋 EU 法研究会』の発足

発足趣旨

EU の変化を受け、EU 法研究も変化してきた。初期の EC 法研究では、国際法の研究者が研究の一部として EC を取り扱う例が多かった。しかし、現在においては、国際法及び EU 法プロパーの研究者のみならず、憲法、行政法、競争法、環境法、民法、会社法、国際私法、労働法、国際取引法、刑法、税法など、ほぼすべての法分野の研究者が EU 法を研究対象の一部としている。しかし、現在、日本においては、EU 法学会は存在せず、EU の経済、政治、文化、法分野などからなる、日本 EU 学会があるのみである。法分野に特化した、かつ、幅広い法分野を扱う、EU 法研究のフォーラムの必要性を感じ、一橋 EU 法研究会を発足することにした。

一橋 EU 法研究会 (Hitotsubashi Association of European Union Law)

場所は、一橋大学東キャンパスマーキュリータワー 5 階 EUSI 会議室

時間は 14 時から 17 時半

1 年に 6 回開催します。

5 月、6 月、7 月の第 3 土曜日

11 月、12 月、1 月の第 3 土曜日です（ただし、1 月のセンター入試と重なる場合は第 4 土曜日となります）。

第 1 回目は、2015 年 5 月 16 日です。

研究会は、会員制とします。

正式に会員になった方が、報告の権利と雑誌『EU 法研究』（信山社）（2015 年創刊予定）の原稿執筆の権利を得ることができます。ただし、大学院生及び査読希望者の原稿は査読に服します。

研究会は、closed です。

会員の条件は、博士後期課程以上の大学院生、研究者（シンクタンク等を含む）、EU 法を扱う実務家（弁護士、企業の法務部担当者、官公庁職員等）です。

会員希望の方は、名前、所属、地位、研究テーマ、研究業績、連絡先住所・電話番号を研究会代表の中西優美子 (yumiko.nakanishi アットマーク r.hit-u.ac.jp) にご連絡ください。また、報告希望の方も募集中です。テーマ及び報告希望時期をお知らせください。

一橋 EU 法研究会代表

中西優美子（一橋大学大学院法学研究科教授、EUSI 執行委員）